

令和7年度事業計画

1. 相談指導事業

1) 中央相談指導事業

① 相談室（窓口相談）の設置

指導センター内に相談室を設け、生衛業者に対する衛生・融資・税制・労務管理等の相談指導及び消費者・利用者からの苦情対応等を実施する。

② 経営改善資金融資等指導事業・再生支援特別事業

各地域における生衛業の設備改善や、営業の合理化を促進するために、経営改善資金融資や再生支援特別事業等の制度浸透を図るとともに、事後指導の充実に努める。

また、地域における相談・指導活動の中核を担う経営特別相談員に対し、指導・相談活動に関するスキルアップを図るための研修会等を開催する。

2) 巡回相談指導事業

① 地区相談室・巡回相談の実施

各地域の生衛業者を対象とした地区相談室や生衛組合支部総会等に合わせた相談会の開催及び、地区内の生衛業者を対象とした経営指導員による各種の相談、指導事業を実施することで生活衛生融資制度の普及を図る。

また、経営指導員が県内の生衛業の事業所等を積極的に巡回訪問し、経営・融資等の相談、指導事業等を実施する。

2. 情報化整備事業

生衛業に関する各種情報を収集、分析、情報発信することで、巡回相談や融資相談の際に必要な資料作成の基礎とするほか、各種研修会、講習会等の開催案内や指導センターの情報公開等についてホームページを活用して周知を図る。

また、年2回「しまね生衛だより」を発刊し、各種事業の広報や食中毒予防等の啓発を図る。

3. 後継者育成支援事業

中高生を対象にインターンシップや出前教室等を実施し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図るとともに、生衛業が直面している後継者に関わる課題の緩和を図る。

4. 健康・福祉対策推進事業

1) 受動喫煙防止対策の強化啓発事業

「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき分煙対策や分煙施設の設置等に対する支援制度等について、各組合地区総会や講習会等の機会を活用し、関係者への周知を図る。

2) 広報事業

ホームページや広報誌並びに各種会議・講習会等を活用し、感染症や食中毒予防及びその他の健康被害防止対策等についての啓発を図る。

5. 標準営業約款登録事業

消費者・利用者の利益の擁護の観点から、店舗選択の利便を図るため、理容業・美容業・クリーニング業・めん類飲食店・一般飲食店について登録加入の促進を図る。

6. クリーニング師研修、業務従事者講習

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修、業務従事者講習を東部、西部の2か所で実施する。なお、離島等で履修が困難な場合への対応として、2型研修（通信研修）についても実施する。

7. 全国センターと連携して実施する事業

1) 各種調査事業

生活衛生関係営業の経営の健全化に資するため、月次で経営状況や景気動向等を定期的・定点的に調査・把握するとともに、得られた情報については各生衛業へ情報提供を行う。

2) 衛生水準の確保・向上事業（健康・福祉対策推進事業）

各生衛組合、行政等の関係機関の協力を得て、各生衛業へ衛生水準の確保・向上等の広報活動等を実施する。

8. 生活衛生関係営業振興事業

生活衛生関係営業の衛生水準の向上と振興を図り、利用者及び消費者へのサービスの向上を図るために、生活衛生同業組合と共同で技術講習会、講演会等を実施する。

9. その他

当指導センターの目的達成に必要な事業